

令和 8 年度第 1 回福知山市空家等対策協議会 議事録

令和 8 年 8 月 1 7 日（月）午後 2 時 0 0 分～

発言者	
司会	皆様本日はお暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「令和 8 年度第 1 回福知山市空家等対策協議会」を始めさせていただきます。 みなさまにおかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。 まず最初でございますが、委員の皆様の委嘱期間の満了に伴い、今期からまた新しく 2 年間の任期の開始でございますので、最初に、名簿に基づきまして、司会より委員の皆様の御紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、名簿順の御紹介とさせていただきますので、御了承ください。 <委員紹介> それでは開会にあたりまして、大橋市長代理の渡邊副市長から御挨拶を申し上げます。
渡邊副市長	<開会あいさつ>
司会	ありがとうございました。 議事に先立ちまして、本日委員 10 名中、現在 8 名の出席がございますので、福知山市空家等対策協議会規則第 4 条第 2 項により、協議会開催について成立しましたことを御報告いたします。なお、本協議会は通常協議の内容を公開しておりますが、今回におきましては報告事項の一部が個人情報を含むものとなっておりますので、非公開とさせていただきます。 次に、資料の確認をいたします。 <資料説明> 不足等ございましたら、事務局までお伝えいただきますようお願いいたします。 続いて、今回委員の改選がありましたので、会長・副会長の選出をさせていただきます。福知山市空家等対策協議会規則第 3 条により、会長。副会長は委員の皆様の互選で決定することとなっております。 まず、会長の選任に入ります。候補者の御推薦、または立候補はありますでしょうか。

上田委員	岡先生であれば、他市の空家等対策協議会でも活動されており実績もありますので、ぜひ会長をしていただければと思います。
司会	ありがとうございます、ただいま、岡委員を御推薦されるという御発言がございました。前期から引き続いてという形ではございますが、岡様、御意向はいかがでしょうか。
岡委員	引き受けさせていただきます。
司会	他の委員の皆様からは御意見はございませんでしょうか。 ＜異議なし＞ ありがとうございます。では御承認いただいたということで、会長は岡委員に決定とさせていただきます。 引き続き副会長の選出に入らせていただきます。同じく候補者の御推薦又は立候補はありますでしょうか。
岡会長	これまでも会長や副会長を務められてきた経緯もありますので、ぜひ大橋市長に副会長をしていただきたいと思います。
司会	ありがとうございます。皆様御意見等ございますでしょうか。 ＜異議なし＞ ありがとうございます。では、副会長は大橋市長、本日につきましては代理の渡邊副市長に務めていただきます。 では代表して、岡会長より一言頂戴できればと思います。
岡会長	＜岡会長からのコメント＞
司会	ありがとうございました。 それでは改めまして議題に入らせていただきたいと思います。 ここからは協議会規則第5条第1項の規定によりまして、岡会長に議長を務めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。
岡会長	ではまず、協議事項1、福知山市空家等対策計画の改定についてに移らせていただきます。 協議いただく内容につきましては、まず概要の説明を行い、その後質疑応答とさせ

事務局	ていただきます。 では事務局より説明をお願いします。 福知山市では空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、空家対策を計画的に進めるために、福知山市空家等対策計画を策定しております。 現在の計画の期間が令和４年度から令和８年度までの５箇年となっており、ちょうど令和９年３月末で計画期間が満了するということになります。それに伴いまして、計画を改定するにあたり、委員の皆様の御意見を伺いたいと考えております。 資料１を基に説明をさせていただきます。 まず、今回から始めてお世話になる委員の方もいらっしゃいますので、最初に用語の説明をさせていただきます。 「空き家」につきましては、人が住んでいない住宅・建物等のことで、一般的にもよくつかわれる単語です。 「空家等」については、法律で定めのある用語で、空き家の中でも居住その他の使用がなされていないことが常態であるものと定義されています。 ここでいう常態というのは、国が示す特定空家等のガイドラインにて、概ね１年程度であると示されていますので、かみ砕きますと、居住やその他の用途で使われておらず１年以上経過しているものを法律で空家等といいます。 「特定空家等」については、こちらも法律で定められた用語で、空家等の中でも管理状態が著しく悪く、そのまま放置すると倒壊等保安上の危険が及ぶおそれのある状態になっている、人命財産に特に影響があるものを認定・指導していくこととなっております。 最後に「管理不全空家等」については、令和５年の法改正で新たに追加された項目で、そのまま放置すると特定空家等になるおそれのあるものを認定・指導しています。 これらの用語が計画内に頻繁に出てきますので、御承知おきいただければと思います。 ２番にはこれまでの計画改定のおおまかな経過を書いています。 平成２７年に空家法が完全施行されたことに伴い、平成２８年度から空家等対策協議会を立ち上げています。 その協議会で福知山市空家等対策計画について協議をしていただき、平成２９年４月から福知山市空家等対策計画の平成２９年度から令和３年度までの５箇年間の計画が策定されました。令和３年度にはその計画の最終年度を迎えるということで、令和４年度から令和８年度の５箇年の計画につなげるために、空家等対策協議会において計画の変更、取組内容について協議をしていただきました。それを受けて令和４年４月から現在の計画が始まっております。途中令和６年度に、令和５年の空家法の改正を受け、管理不全空家や緊急代執行について追記する改定を行っております。 そして本年度令和８年度が現行計画の最終年度となりますので、令和９年度から令和１３年度までの５箇年の計画を新たに皆様に御協議いただくため、協議会を開催し
-------------------	---

ているところです。

それでは、ここからはこれまでの計画期間で取組んできた内容や来年度以降の計画に反映を予定している取組の案の御説明をさせていただき、その後に御意見やご質問をお受けしたいと思います。

3番の項目に、令和4年の4月から今年の7月末までの取組をまとめております。

まず、空家等対策協議会は7回実施しております。特定空家等の認定に係る協議や、家屋の解体補助に係る協議、令和5年の法改正に伴う空家等対策計画の改定に係る協議、今年度から開始しました「福知山市宅建事業者紹介制度」に係る協議などをお世話になっております。

次に第2回空家等実態調査を令和4年の5月から令和6年の12月まで実施しました。自治会長へのヒアリング結果と市のデータを合わせておおまかな空き家の場所と数を把握し、その後に現地調査によって1,951件を「空き家」として推計、この1,951件に対して所有者意向調査アンケートを実施し、その結果から概ね1年間管理されていない、いわゆる「空家等」として、1,125件を推計しました。

啓発については、この所有者意向調査アンケートに合わせ、空き家に関するチラシを3種類作成しました。1つ目は空き家の適正管理に関するチラシ、2つ目は管理不全空家等や相続登記の義務化など、法改正に伴う新たな情報についてのチラシ、3つ目は福知山市農山村地域空き家情報バンク制度に関するチラシです。これらを先ほどの1,951件の空き家の所有者に対して送付し、啓発を行いました。

次は、管理不全空家等についてです。こちらは、令和6年度から新たに空家等対策計画に組み込んだものです。対応の件数を資料の表にまとめております。令和6年度につきましては、認定・指導が2件、これにより改善されたものが1件、改善されず勧告にいたったものが1件でした。結果として、未改善のものが1件残っている状態です。令和7年度については5件認定・指導を行いました、指導後に改善されたものではなく、5件すべてに勧告を行いました。これらはまだ改善されておらず、5件ともそのまま現在も残っています。令和8年度につきましては、2件認定・指導を行い、様子を見ています。勧告のタイミングには至っていないため、この2件については勧告は未実施です。

次に、特定空家等についてです。これにつきましては、認定にあたっては必ず協議会の皆様に協議いただいているところです。平成29年度から令和3年度までの計画を便宜上第1期と呼びますが、第1期の期間ですと、平成29年から令和3年までの5年間で認定・指導が7件ありました。このうち解決・改善されたものが5件あります。そのうち3件は所有者不存在により、福知山市が代執行で解決したものです。残りの2件については両方勧告を行い、所有者により改善されたものが1件、現在も未改善のものが1件あります。そして現行計画の分です。令和4年度については認定・指導が3件、指導後に改善されたのが1件ですが、これは福知山市が緊急安全措置によって処理をしたものです。改善されず勧告したものは2件で、これらは現在までそ

のまま残っています。令和5年度は0件、令和6年度は1件認定・指導を行っております。こちらについては、相続関係が複雑で現在調査中であり、未だ勧告には至っておらず、未改善です。令和7年度については認定・指導は2件です。こちらについては、令和8年の3月に認定したばかりであり、勧告するタイミングに至っていないため、勧告未実施ということで未改善のまま残っています。合計して、特定空家等としては6件が未改善のまま残っている状況です。

次に、空き家無料相談会です。宅地建物取引士、建築士、土地家屋調査士の皆様に相談員として御協力をいただいています。計画期間内で7回開催し、38組の方に相談をいただきました。

続いて、その他関係機関・団体との連携ということで、昨年、京都府宅地建物取引業協会様、全日本不動産協会京都府本部様と協定を締結し、それに基づいて令和8年4月より「福知山市宅建事業者紹介制度」を開始しております。4月から7月までの相談件数は6件となっています。

3ページの4番からは、取組の結果を記載しています。1つ目に、第2回空家等実態調査を行った結果ですが、アンケートの中に「建物の今後について困っていること」について聞く項目がありました。やはりその中で多かったのは、「売却等の相手方や方法が分からない」であったり、「不動産業者や解体業者が見つからない」「今後どうしたら良いかわからない」といったようなお悩みが全体の3割を占めておりました。そこで、こういった問題を解決していくために、この4月から「福知山市宅建事業者紹介制度」を開始し、寄り添ったフォローをしているところです。

次に啓発についてです。勧告を受けると固定資産税の額が上がりますといったことを管理が不十分な空き家の所有者に対して送る通知文に記載を始めたところ、それ以降所有者からよく反応が返ってきたり、実際に対応していただけるようになっていきます。割合としては40件のうち23件返ってきていますので、57%ほどの反応率となっています。今後についても引き続き助言・情報提供文書に管理不全空家等になったときの措置の内容を記載して、適正な管理の促進をしていく必要があるといったところです。

3つ目は、管理不全空家等への対応です。管理不全空家等に認定される前に助言や情報提供によって改善されるケースは先ほど述べた通り増えて入れるのですが、一方で管理不全空家等に認定されると、そのまま勧告まで進んでしまうケースがほとんどになっております。これにつきましても、やはりどう改善すれば良いか分からないといった御意見もあるかと思いますので、「福知山市宅建事業者紹介制度」の利用を勧めるなど、所有者による早期の改善を促せるように助言・情報提供・指導をしていくところです。

4つ目は、特定空家等についてです。改善できない理由としてよく聞くのは、資力不足が挙げられます。やはり特定空家等に認定されるような物件は非常に危険な状態であることが多く、改善にも費用や労力が必要な場合が多いですので、利活用につながられるような早期の段階から助言や情報提供を実施していく必要があるといった

ところです。

5番の項目には、次期計画における主な取組の案を挙げております。

現在の取組を強化する分から御説明します。1つ目は、空家等の実態調査です。計画期間ごとに1回実施している者ですが、実際の福知山市の空き家の現状を知るためにも、次の空家等対策計画の指標とするためにも必要な調査ですので、これを次期計画の中で実施していきます。

次に広報についてです。これにつきましてはチラシやパンフレット等を用いて既に啓発を実施しているところではありますが、さらに早い段階から所有者に動いていただく意識付けをできるよう、啓発を強化していきたいと考えております。市の窓口においても、空き家をどうしたら良いかという相談に対して、放置した際にどうなるかといった部分の説明をより丁寧にしていき、所有者の方に意識していただけるような啓発を実施していきたいと考えております。

さらにここからは、これまでの計画になかった新たな取組としまして、いくつか実施していきたいと考えております。

まずは助言や情報提供の文書に、「空き家情報バンク制度」や「宅建事業者紹介制度」などのチラシを同封するなど、管理が行われていない空家等の所有者の方に活用いただける制度の提案を積極的にしていきたいと考えています。

次に、広報啓発の面で、既に発生してしまった空き家への対処だけでなく、まだ現在は活用されていて空き家ではない建物の所有者に対しても、いずれ自分の所有している建物が空き家になった時を想像していただけるような、将来を見据えた利活用について広報をしていきたいと考えています。

最後に、関係団体との協力ということで、無料相談会をはじめとして関係団体の相談窓口の周知を図っていくほか、空家対策に関する情報共有会議を定期的を開催するなど、連携を強化して参りたいと考えています。また、空き家所有者が持つ悩みを早期に解決するため、「宅建事業者紹介制度」を推進していきたいと考えています。

続いて6番の項目には、計画に定めております成果指標の見直しに関して案を提示しております。目標値については、すべて次の計画期間の終了年度である令和13年度末の目標としております。

まず基本的事項の部分で、文言の整理をさせていただきます。現在は目標として「安全で安心して暮らせる空家等による問題のないまち」というものを掲げております。これにつきまして、区切る部分を間違えると「安全で安心して暮らせる空家等」と読み間違いかねない状態となっておりますので、「空家等による問題のない安全で安心して暮らせるまち」と変更いたします。

続いてその下の成果指標につきまして、市内の空家等の数を1,200件に抑えるという目標になっておりました。これを変更し、更に少なく、市内の空家等の数を1,100件に抑えるという目標にしたいと考えています。参考として、これまでの取組における数値を載せております。便宜上第1期としております平成29年から令和3

年に実施した空家等実態調査の結果としては、市内の空家等の件数は1, 175件、現在の計画期間に実施した調査の結果としては、1, 125件となっています。1期から2期にかけて50件減っております。また、国が住生活基本計画というものを出示しております。この中で将来的な空家等の増加に関する推計というものが示されており、1年で1.88%ずつ増加する見込みとなっています。これを最新の数値である1, 125件に適用すると、令和13年度末には空家等の数は1, 239件と推計されます。しかし、第1期から第2期にかけて市内の空家等の数が減少していることも踏まえまして、空家等の数を更に少ない1, 100件に抑えるということを目指に掲げていきたいということです。

次に、所有者による空家等の適切な管理の促進ということで、成果指標としては、苦情や相談のあった空家等の所有者への連絡・助言・指導による解決率を50%にするということを目指としておりました。計画期間中での解決率をその下に記載しておりますが、253件中46件が解決、解決率は20.8%となっており、目標の50%に届いていない状況でございます。市としては、今後も50%という目標を継続し、20.8%という数値を向上させていくような取組をしていきたいということで、成果指標の変更はなしとさせていただいております。

続いて、空家等及び除却した空家等に係る跡地の利活用の促進ということで、成果指標としては空き家情報バンクへの新規登録数を毎年50戸を目指すという目標になっています。計画期間における取り組みの状況から見ていただきますと、令和4年度は登録が60戸、令和5年度は52戸、令和6年度は51戸、令和7年度は37戸ということで、少しずつ減ってきております。今後空き家が増えていく見込みであることから考えても、1年間に50戸登録という目標は変更せず維持していきたいと考えています。

次に、管理不全空家等に係る指標を新規に追加します。計画期間内での特定空家等の新規登録件数を累計3件以内にしたいということです。特定空家等の発生を未然に防ぐためにできた管理不全空家等という新たな枠組みの中で、空家等の所有者に強力にアプローチしていくことで、状態の悪くないうちから改善をしていただき、特定空家等になる件数を減らしていきたいということで、成果指標として案を挙げております。

次に、特定空家等に対する措置として、これまでは特定空家等に認定して1年以内での解決率を100%にするという目標を掲げてきました。しかし、参考値をご覧くださいと、第1期の計画期間では特定空家等に認定された7件のうち、所有者によって改善されたのは3件、割合にして42.9%です。1年以内に解決したものはそのうち2件なので、割合としては28.6%となります。現在の計画期間ですと、6件認定しておりますが、解決は0件です。これらの結果を勘案しまして、特定空家等に認定したものについて、その計画期間内に50%解決するという、少し現実味のある目標値に設定したいと考えております。

6ページには、その他計画の中出改定を予定している箇所について御説明します。

	まずは計画期間について、令和9年度から令和13年度までに改めます。次に、数値と表の更新ということで、計画中に引用している住民基本台帳、国勢調査、住宅・土地統計調査、固定資産税台帳、これらのデータを最新のものに更新します。また、空家等実態調査のデータにつきましても、現在第1回の調査結果を載せておりましたところを第2回の調査結果に改めます。そして新たに付け加える項目になりますが、これまでは管理不全な空家等の発生の予防に関する施策というものが、詳しく記載されていなかったところがありました。せっかく「宅建事業者紹介制度」も運用開始しているところですので、ここに力を入れていくというような新規の項目を追加したいと思っております。また、資料の更新ということで、令和7年度に空家等対策協議会の規則を改正しておりますので、それを反映いたします。 最後に、改定までの今後の流れについて、予定を説明させていただきます。 まず本日の空家等対策協議会でいただいた意見等を基に素案を作成します。それを委員の皆様へ送付させていただき、令和8年10月頃に委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。その時いただいた意見を反映して再度案を作成し、12月頃に福知山市議会での報告、1～2月のパブリックコメントの募集を経て、令和9年2月下旬ころに再度協議会を開催、令和9年の4月から新しい計画をスタートさせる予定としております。 事務局からの御説明は以上となります。
岡会長	ありがとうございます。ここまでの御説明に対して御質問等はございますでしょうか。
岡会長	確認なのですが、第2回空家等実態調査のアンケートはどのような方に送られたのですか。
事務局	基本的には登記名義人の方にお送りし、反応がなかった場合などは固定資産税の納税義務者の方に送りました。
岡会長	回答率はどれくらいでしたか
事務局	1,951件中、1,069件回答をいただきました。
岡会長	アンケート送付数、1,951件、回答数1,069件でなぜ空家等数が1,125件になるのかが分かりづらいので説明をお願いします。
事務局	1,951件を、管理頻度に関する回答内容に応じて3種類に分類しました。アンケート回答がなかったもの、1年に1回以上管理に帰っていると回答されたもの、1

岡会長	年に1回も管理に帰れていないと回答されたものです。これらのうち、アンケート回答がなかったものと、1年に1回も管理に帰れていないと回答されたものを合わせて、空家等として1, 125件を推計しました。 これは最後に言おうかと思っていたのですが、周辺他市で空家等対策計画に目標を立てているところは聞いたことがありません。 苦情に対して100%解決するというのは当たり前の話で、それを50%を目標にしますというのはありえないことです。 もちろん物件によって事情は様々ですので、何割か未解決で残ってしまうのはどう頑張っても避けられませんが。 管理不全空家等についても、認定件数を目標にするというのはおかしいことです。 具体的に対応策があってこそ目標値があるものであって、対応策なしで目標値を定めても全く意味がないと思います。 例えば空き家バンクの登録件数を目標値にするなら、市から空き家の所有者に電話をかけるのが一番だと思います。 市場流通するような空き家は既に売り出し中や貸し出し中になっているはずなので、それ以外の空き家を表面化させようと思うと、一番いいのは市が電話をかけることだと思います。 特に市街地の物件は売り物になるので、市の制度を活用されるなどして不動産業者に相談して流通に回していくのが良いと思います。 しかしボロボロで壊れそうなものについてはもう特定空家等や管理不全空家等に認定するしかないのかなと思います。 もちろんそうすると市から連絡をしてもらいますが、一番困られるのは近隣の方だと思いますので、近隣の方から自治会長へ、自治会長から市へというのが筋道ではないかと思います。 以前も言わせていただきましたが、空き家の持ち主から徴収する協力金という制度は空き家の所有者を把握しておくという意味ですごくいい制度だと思っています。 市によっては挙がってきた空き家はすべて認定せずに画一的な対応をしているところもあります。1つずつ検討しては数が多すぎて対応しきれないので、もともと認定をしていません。 市によっては職員が緊急安全措置をできるよう条例に定めている市もあります。
三品委員	今回の計画変更においては、地域ごとの対策を記載したほうが良いと思います。市街化区域の売却可能性が高い空き家はどうか、市街化調整区域で制限のかかったものはどうか、農山村地域のものは空き家情報バンクにとうろくするのかといったように、グルーピングをして書かれた方が良いかと思います。

芦田委員	福祉現場ではやはり一人暮らし高齢者が増えてくる中で、家をどうするという大きな問題であるというのを福祉サイドも共通認識を持ってきているところなので、その部分へのアプローチができないかというのは昨年度あたりから共有させていただいています。やはり個人資産に対してどこまで干渉するのが市としても難しいところではありますが、放置するとどうなるのかに対する御理解があまり進んでいないのかなとも思っています。数年放っておくだけでも見えない部分から駄目になっていくということも含めて、市が前向きな周知をできればと思っています。
岡会長	住まいのライフプランというものを作っている市があります。家族の方々が、家に何か起こった時は誰に頼むといったようなことを書き込んでおいておくようなノートです。あれは予防策として良いと思いました。お盆の御家族が帰ってくる時期によく配られています。
事務局	おっしゃるように、地域や住民の方に配れるツールを作成し、要望に応じて対応できる体制を構築することが啓発の強化になると考えています。
渡邊委員	目標設定、成果指標について、設定するのか、設定するとして現実的にいくのか、理想の目標を立てるのかについては、皆さんに議論をいただけるとありがたいです。
衣川委員	市の行政としては、受けた苦情にはすべて対応するというところで、あえて数値を設定する必要はないのではないかと思います。
岡会長	苦情の内容で一番多いのは何ですか。
事務局	管理不全空家等だけに限定しますと、9件のうち3件が草木の繁茂に係る苦情で、のこりが建物の一部破損や瓦等の破損・飛散によるものです。 ただ、日常的によく聞く苦情はやはり草木の繁茂に関するものが多いです。
足立委員	数字を何パーセントにするかという話は私にはわかりませんが、解決率100%という数値は、個人の権利や意向によってできない部分が絶対に出てくると思われるので、解決率100%を掲げるのは無茶ではないかと思います。
上田委員	数値目標を設定することについて議論しておりますが、私は実際に市が行政として計画を立てるにあたってはやはり具体的な数値が欲しいのではないかなと思います。 目標として挙げている部分については、分かりやすく成果がある方が良いのかなと。 しかし、先ほどの話のように、なんでもかんでもではなく、解決できる苦情とそうでないものの区別はした方が良いと思います。

渡邊委員	では、ある程度は成果指標的なものがあっても良いということによろしいでしょうか。
岡会長	何%を目指すかよりも、現状の数値の公表が重要だと思いますがいかがでしょうか。
上田委員	それで良いと思います。
三品委員	特定空家等や管理不全空家等の発生をどれくらい抑えるかについては目標数値は無い方が良くと思いますが、全体の母数からどれだけ空家等を減らすかについては目標値があっても良いと思います。 空き家情報バンクの登録件数についても、良い方へ向かう目標については数値として掲げるべきだと思います。
芦田委員	空き家情報バンクの登録件数が減っているのはなぜでしょうか
上田委員	制度開始当初に空き家だったものが概ね登録されて、その後は空き家になったものから順次登録されていくので、一旦空き家が出切ったのではないのでしょうか。
事務局	私共もそう感じています。 あとは相続ができていないとか、境界の確定ができていないといった理由で登録までに時間がかかっている空き家も多くあります。 登録に係る相談件数自体は毎年同じ水準で推移しています。
山根委員	やはり行政としては目標値は必要だと思います。 実績をはっきりさせる意味でも必要ですし、宅建事業者紹介制度のような新たな取組や、空き家情報バンク、無料相談会など継続していく取組の件数を増やしていくという意味合いでも、目標値があっていいと思います。 市も相談に対しては全件対応されていて、それは当たり前のことだとしても、努力目標として、またはどこまでやる気なんだということをはっきりさせるために成果指標があっても良いのではないかと思います。
岡会長	最後に一つ、現在の対応フロー図では特定空家等と管理不全空家等の事務フローが別々で分かれています。管理不全空家等として対応してから特定空家等に認定するケースが多いと思うので、流れは統合した方が良くと思います。
岡会長	では続いて、報告事項をお願いします。
事務局	では、報告に移らせていただきます。資料2をご覧ください。

	まず、今年の４月から開始しました「宅建事業者紹介制度」の進捗から報告させていただきます。先ほども相談件数６件ということで報告いたしましたが、その内訳としましては売却に関する相談が２件、解体して売却したいという相談が４件でございます。地域的には旧福知山市域が３件、大江町が１件、夜久野町が２件となっております。 続きまして、特定空家等と管理不全空家等の対応についてです。 ＜特定空家等及び管理不全空家等への対応状況について報告＞ 報告事項については以上でございます。
岡会長	先ほどの内容について質問等ございますでしょうか。 ＜質問等なし＞
岡会長	では、司会へお返しします。
事務局	委員の皆様、本日は長時間に渡っての御協議、ありがとうございました。 空家等対策計画の改定につきましては、今回の協議内容を反映したものを後日お届けし、皆様の御意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは閉会にあたり、渡邊会長代理からご挨拶をいただきたいと思います。 ＜渡邊会長代理あいさつ＞
事務局	それでは、以上を持ちまして令和８年度第１回空家等対策協議会を終了いたします。